



電子申請が年金と同じルートになり、申請方式が拡大します!!



健保組合の電子申請手続きについては、これまで人事給与システムがマイナポータルと連携する仕組みがないと電子申請できませんでしたが、**年金・雇用保険と同様にe-Govアプリを使用した申請が可能となります**（利用開始日は11月中で調整中）。

※人事給与システムからの申請可否については、ベンダーにご確認ください。

※マイナポータルルートでの電子申請は、e-Govへの移行後に一定の並行稼働期間を設けた上で、閉鎖されます（日程調整中）。

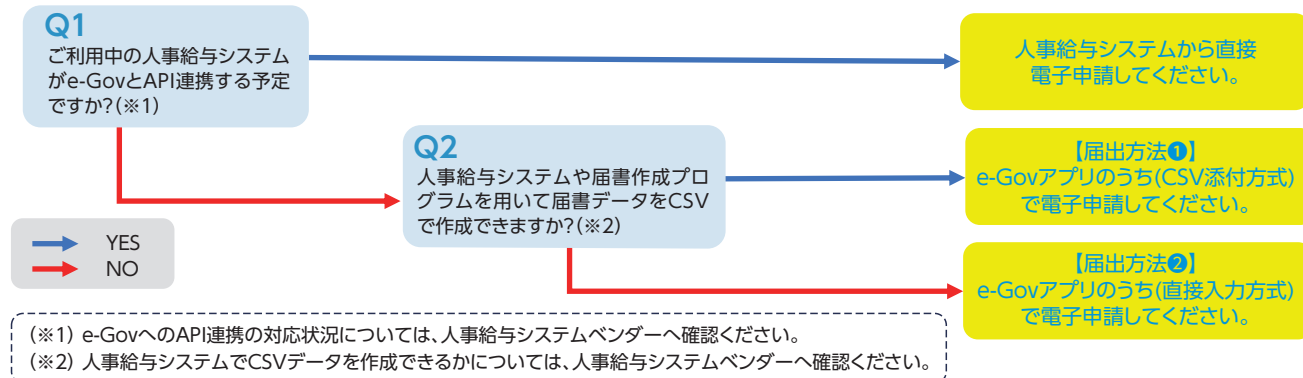
電子申請の対象となる届出

資格取得届、資格喪失届、算定基礎届*、月額変更届*、賞与支払届*

*特定法人（資本金1億円を超える大規模事業所）は、3届出（算定基礎届、月額変更届、賞与支払届）の電子申請による届出が義務化されています。また、電子申請の義務化は各特定法人の事業年度から適用され、社会保険労務士や社会保険労務士法人が、義務化の対象となる法人に代わって手続きを行う場合も含まれます。

申請方式を検討するためのフローチャート

以下の設問に回答して、最適な申請方式をご検討ください。



e-Govアプリのご紹介

e-Govアプリケーションは、e-Govを利用するための公式ソフトウェアです。直接入力方式またはCSVファイル添付方式により電子申請することができます。

① CSVファイル添付方式	② 直接入力方式
日本年金機構が提供する届書作成プログラム、または人事給与システム等で作成したCSV形式の届書データを添付して、e-Govアプリケーションから申請します	e-Govアプリケーションを使用して、1件ごとに申請画面に直接入力して申請します

問合せ

組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代)
城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)
城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)